

# クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会 (第4回) 議事要旨

1 日時 平成22年3月23日(火) 10:30~12:05

2 場所 中央合同庁舎第2号館10階 総務省第1会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

阿部 孝明、井出 浩三、江崎 浩、柴田 裕二(榎本構成員代理)、梶浦 敏範、唐木 眞、北村 友朗、楠 正憲、後藤 滋樹、荒牧 伸一(佐久間構成員代理)、佐々倉 秀一、椎野 孝雄、菅 雅道、細井 大輔(平野構成員代理)、藤田 一夫、古閑 由佳(別所構成員代理)、前田 洋子、三膳 孝通

(2) 総務省

桜井 総合通信基盤局長、福岡 電気通信事業部長、山田 総務課長、淵江 事業政策課長、高村 事業政策課課長補佐

4 議事内容

(1) 検討会報告書(案)について

(2) その他

5 議事要旨

【検討会報告書(案)】

- 事務局より資料4-1「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会報告書(案)」を説明。

主なやりとりは以下のとおり。

○ 構成員

WGでの議論の方向性としては、社会情勢等を含めた広義の安心・安全なサービスを安価に提供するために、技術的な課題を解決するとともに、スケールメリットを実現させるための方策を考えるというもの。

○ 構成員

P27の「統計情報の整理」は非常に重要。国内のデータセンターの数や投資額といった数字は明らかになっていないので、検討会での議論は裏付けに乏しい面もあった。統計情報については「事業者団体」という枠組みにとらわれず、それら団体に加入していないデータセンターも含めて広い視点で整理して欲しい。

また、データセンターでは、サーバ・ルータといった機器のコストが大きいので、「機器の買換え」そのものに対してインセンティブを付与し、さらにコスト競争力を高めていくことが必要ではないか。

P5において狭義のデータセンターとして「施設」を定義しているが、後の記述はサーバ等の機器も含めてデータセンターとしているように読める。この報告書案で扱うデータセンターの範囲を明確に記述すべきではないか。

○ 事務局

本検討会では、全てを含めたものを「データセンター」として扱うことを想定していたが、現在の記述からは読めないため、報告書案では ASP や SaaS も含めた上での「データセンター」であることが分かるように修正したい。

「統計情報の整理」については、ご指摘のとおり、事業者団体に加入していない事業者も多いと思われるので、どのように整理していくべきかを検討したい。

また、機器の買換えのインセンティブは、P18 に記述のとおり、耐用年数の短縮だけではなく、固定資産の除却など様々な方策が考えられると思うので、さらに具体策があればご教示いただきたい。

○ 構成員

狭義のデータセンターの記述は、WG で議論を始める際、パブリックサービスのデータセンターを議論の対象とすることを確認した際の名残と思われる。

統計情報に関しては、中小企業のデータセンターだと含まれていないものも多数あるため、これらをどうするかという問題がある。

○ 構成員

具体的に書き込むかは別として、機器の買換えに対するインセンティブは、エコポイント制度のような仕組みが考えられるのではないか。

○ 構成員

情報通信に関する統計を取ったときに、日本は特にソフトウェア分野での投資が少ないと指摘される。しかし、日本では、パッケージソフトを購入すれば統計に出るが、自社制作の場合は出てこない。これらを勘案して実態を推測すれば、日本のソフトウェア投資も他国と比してあまり変わらないとする主旨の内閣府レポートがある。データセンターについても、このような日本独自の傾向が存在する可能性があるため、留意すべき。

○ 構成員

統計については、 कोरोケーションの貸し手側と借り手側のように、重複してカウントしてしまうことを防ぐのが難しい。どのように実態を把握していくかが課題となる。

機器更改は、電気使用に係る CO<sub>2</sub>のみだけではなく、製造・廃棄の過程で排出される CO<sub>2</sub>も含めて考えなければならない。インセンティブを付与する場合には、ライフサイクルコストを最小化する制度設計が求められる。

データセキュリティに関しては、データセンターを国内に誘致することも解決策の一つだろうが、それだけではなく、海外のデータセンターに向けて積極的にデータ保護を要望していくことを盛り込めないか。現在、アジアのデータセンターが欧米に対抗するために議論が始められたところであり、本報告書でも問題提起をしていくべき。

○ 構成員

データセキュリティの話は重要な議論ではあるが、どこまで積極的に記述するかという点がある。我々としての着地点が、今回の報告書案として提示させていただいたもの。これを踏まえて、さらに書き込む必要があるとすれば、どのような記述とするかは少し工夫が必要かと思う。

○ 構成員

本検討会では、国内データセンターの利用割合を増加させることを目的としているが、これらのデータはどのようにして把握するのか。データ量であれば測ることは可能であるが、利用割合の増減を把握することは難しいかと思う。その一方で、施策として打ち出す以上、その成果を数値で把握することも必要になると思われるが、いかがか。

P.18 にデータセンターの運用に関する記述があるが、現状では、データセンターまでのアクセスの良さなども重要視されるため、利用者は、都心部にあるデータセンターを選択する傾向が強い。ただ、運用技術を活用することにより、現地での管理・運用の負担を軽減することも可能となるため、今後は運用技術に関する研究開発も重要になると考えている。

また、本検討会では著作権法を取り上げているが、個人情報保護法も重要と考えている。報告書案ではデータの蓄積・分析の重要性が記載されているが、現状では、データがあったとしても、そういったデータの活用はできない。すぐには難しいかもしれないが、個人情報保護法についても障壁となっている部分を取り除くための議論が必要になるのではないか。

#### ○ 事務局

国内データセンターの利用割合については、トラフィックベースで測るのではないか。それ以外であれば、グローバルにサービスを展開している事業者が日本にもデータセンター拠点を設置したという事例が出てくればひとつの成果になると考えている。ただ、数値目標については、本検討会でそこまで踏み込んだ議論をしていないため、報告書案に盛り込むことは難しいと思われる。

データセンターの運用のために効率的な運用技術が必要であるという点は、報告書案でも触れている。ただ、全体の記述のなかに埋没している部分もあるので、ご指示いただければ検討したい。

個人情報保護法の話は、これまでほとんど議論になっていなかったもの。本検討会は、国内データセンターの利用割合を増やすことを目的としており、世界中のどこであってもできないようなサービスを提供できるようにするという部分はターゲットになっていない。例えば、日本の個人情報保護法による規制が厳しすぎるために、データが海外に逃げているような事例があれば検討の対象になるが、そうでない場合は難しい。

#### ○ 構成員

日本のデータセンターは海外とは異なる基準で運用されているという話は、SLA に関する議論の際にも出てきている。これらは、業界だけではなく、エンドユーザーも関係するものであり、全体の問題として議論していかなければならない。

また、海外でできるものが国内ではできない、あるいは、本来、消費者保護のためにやっていたものが結果として全体の利便性を損なっているという問題については、必ずしもデータセンターに限った問題ではないかもしれない。今回の検討会では、まずは、国内データセンターがスケールメリットを発揮させ発展していくために障壁となる制度を取り除こうとしている。

#### ○ 構成員

個人情報保護法について言えば、法律の内容と実際の運用に認識の差が存在するように思われる。これらについては、他の場で議論されている部分もあるかと思うので、各分野が連携しつつ総合的に議論を進めていくことが必要。

#### ○ 構成員

利用者が安心してサービスを利用できるためにも、第三者認証制度は、ぜひ実現していただきたい。消費者センターで契約トラブルの相談を受けても、契約先が海外の場合は、日本の法制度は適用されないため、仲裁に入ることができない。適用される法律が海外なのか国内なのかという点は利用者にとって非常に重要な問題であり、それらがすぐに分かるようなマークが付与されていれば、サービスを選択する際のひとつの目安になる。

#### ○ 構成員

特区については、コンテナ型データセンターや寒冷地といった点がクローズアップされているが、WGでは、電流の直流化などを含めたエネルギー効率化の議論もあったと思うので、そういった要素も盛り込んだ方が良いのではないか。

また、P20でTierやCASBBEEなどを取り上げているが、これらは調達基準として策定されたものではないため、「国際的な基準」といった書き方がより正確と思われる。

消費者保護の観点から言えば、リスクの考え方が欧米と日本では違いがある。欧米の場合はサービスを選ぶ際は自己責任となるが、日本では制度によって消費者が守られている部分も多い。このような違いもひとつの要素として考えられるのではないか。

#### ○ 構成員

状況の変化が激しいこともあり、統計情報は集めているうちに古くなる可能性もある。情報のキャッチアップを速やかに行い、的確に動向を捉えていくことが重要。

消費者保護については、事業者はどのような対応をすべきかという点が少し分かりづらいように思う。可能であれば、例えば、どのようなトラブルが発生しうるのかについて、具体的な事例を共有する仕組みがあるとよいのではないか。

○ 構成員

P28 では、法制度の改正について、事業者団体が「事業の必要性を論理的に提示」するといった記述があるが、本検討会の背景となっている各種の課題は、事業者だけの問題ではないと考えている。全体的な記述として、事業者だけで対応すべきという形にならないように工夫していただけるとありがたい

【今後の検討会報告書（案）の取扱】

今回の議論を踏まえた修正の反映については座長一任とすることとし、報告書案は本討会において了承された。

また、報告書案は座長確認後、報道発表を行い、1ヵ月間の意見募集に付す予定。

6 今後の予定

次回会合の開催については、意見募集の結果などを踏まえ、別途、事務局より連絡・調整することとした。

以 上